

報告資料 1

昭島市立学校における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の防止及び教職員への不当な圧力を排除することを目的として、昭島市立学校に設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容等を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録された音声、通話日時、通話時間、通話当事者の電話番号等の電磁的記録をいう。

(総括管理者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、学校教育部長をもって充てる。

- 2 通話録音装置設置責任者（以下「設置責任者」という。）を置き、教育総務課長をもって充てる。設置責任者は、通話録音装置など関係機器の設置及び不具合が生じた際の対応をする。
- 3 通話録音装置運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、指導課長をもって充てる。
- 4 通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、校長をもって充てる。
- 5 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。
- 6 管理責任者は、管理取扱者以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 教育長は、市のホームページ等により通話録音装置の設置及びその利用目的等について公表しなければならない。

(個人情報の保護)

第5条 総括責任者、運用責任者、管理責任者及び管理取扱者は、

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用並びに通話記録の取扱いに関し適切な措置を講じなければならない。

2 総括責任者、運用責任者、管理責任者及び管理取扱者は、通話記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（通話録音装置の使用）

第 6 条 通話録音装置は、電話機での通話にあたり、必要に応じて通話内容等を録音し、又は記録するものとする。

（通話記録の保存及び廃棄）

第 7 条 通話記録の保存期間は、当該記録された日から当該案件の対応が完了するまでとする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要がある場合又はその他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 通話記録は、記録されたときの状態で保存するものとし、加工してはならない。

3 第 1 項に規定する保存期間を経過した通話記録は、手動の方法により消去を行うものとする。

4 通話記録は、複製してはならない。ただし、次条第 1 項ただし書に規定する場合、法第 76 条の規定による開示の請求があった場合及び管理責任者が通話記録装置の設置の目的を達成するために特に必要があると認める場合は、この限りでない。

5 管理責任者は、通話記録を保存した電磁的記録媒体を破棄する場合は、破碎その他の通話内容等を再現することができない方法により行うものとする。

（目的外の利用及び提供の禁止）

第 8 条 通話記録（当該通話記録を保存した電磁的記録媒体を含む。次項において同じ。）は、通話録音装置の設置の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び法第 69 条第 2 項の規定に基づく場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を利用し、又は提供しようとするときは、法及び昭島市個人情報の保護に關

する法律施行条例（令和4年昭島市条例第16号）の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

（通話記録の取出）

第9条 管理責任者が通話記録データを取り出す必要があると認めるときは、運用責任者に報告（第1号様式）の上、管理取扱者に対し、取出の対象となる通話記録データの日時その他通話記録データの取出に際して必要な事項を指示するものとする。

2 管理取扱者は、管理責任者の指示に従い通話記録データを取り出したときは、通話記録データ取出管理台帳（第2号様式）に必要事項を記録しなければならない。

（苦情の処理）

第10条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から実施する。

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

指導課長

学校長

通話記録データ取出報告書

通話目的	
通話日時	年 月 日 () 時 分頃 ~ 年 月 日 () 時 分頃
通話記録 取出目的	
通話相手先	電話番号： 氏名：
通話対応者	氏名：
その他の 留意事項等	
備考	

第2号様式（第9条関係）

通話記録データ取出管理台帳

昭島市立学校における通話録音装置の設置及び運用について

1 趣旨

犯罪の防止及び教職員への不当な圧力を排除することを目的として、昭島市立学校に通話録音装置を設置し運用する。

2 運用開始日

令和7年7月1日

3 通話録音装置の設置

通話録音装置は、職員室前方（副校长席）の固定電話に設置し、録音を要する場合には、当該固定電話を用いて通話する。

4 自動音声案内等

通話録音装置の設置趣旨を踏まえ、必要に応じて録音を行うことから、通話録音する旨の自動音声案内については行わない。

なお、市ホームページ等において、自動音声案内を行わない旨を周知する。

5 録音を要する具体的事例

- ・個人の生命、身体または財産の安全を守るため、やむを得ないと校長が認めたとき
- ・脅迫、恐喝、不当な要求行為等に該当する恐れを通話者が感じたとき
- ・通話内容が、刑事事件やトラブル等に発展する恐れがあると通話者が判断したとき

6 通話記録データの取扱い

通話録音装置の適正な運用を図るため、管理責任者（校長）及び運用責任者（指導課長）等を設置する。また、個人情報（電話番号及び通話記録等）を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、通話記録の漏えい、滅失又は棄損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じる。